

市民コメントの結果

■案件名 「坂戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の概要」に対する市民コメントの募集

■募集期間 平成27年6月1日～平成27年6月30日

■意見提出 1件／1名

■担当課 庶務課

項目	意見・要望	対応とその考え方
(2)	外部提供について 趣旨に則ると※・・・「事業者」は 該当しないのではないか	<p>条例では、実施機関以外のものへの保有個人情報の外部提供を原則禁止しています。</p> <p>この「実施機関以外のもの」は、国や県だけではなく、事業者も含まれています。</p> <p>また、番号法において外部提供が認められる場合の1つに、特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を事業者に委託する場合は挙げられています。</p> <p>上記のように、外部提供の相手方に事業者が該当するケースは、想定されます。</p>
(3) ※条文の話ではない	<p>オンラインによる結合 合理性を考えるとやむを得ないかもしれないが運用する上においては十分な配慮が必要、</p> <p>①コンピュータシステムの信頼性のチェック</p> <p>②運用全般における抜き取りの人的チェック（接続先のミス等絶対なきよう！）</p>	<p>国では、システム面の保護措置として、個人情報を一元的な管理とせず、いままでどおり分散して管理するほか、情報にアクセスできる人物の制限や管理の実施、通信の際は、情報を暗号化して行うなど、安心・安全な仕組みとなる制度の設計を行っています。</p> <p>本市では、住民情報などを扱う基幹系ネットワークとインターネットを分離したネットワーク体制を組んでいます。基幹系ネットワークは、閉鎖されたネットワークのため、インターネットからアクセスしようとしてもできません。また、基幹系ネットワークとイ</p>

		<p>インターネットは直接繋がっておらず、電子データの移動が一切できなくなっています。</p> <p>本市では、国の定めるシステム面の保護措置を遵守し、個人情報の保護に配慮した運用を行ってまいります。</p>
<p>自由意見</p>	<p>個人情報を取扱う職員の意識や注意力等の資質が重要と考えられる。</p> <p>(データの紛失や個人情報の閲覧開示等のうっかりミス)</p> <p>慣れも怖い、時々意識確認のためのテスト等も有効と思われる</p> <p>*ある自治会では、本人の同意もなく老人会の名簿を作成し、それを紛失したと漏れ聞いた(公表なし)</p>	<p>職員に対しては、随時研修や日々の業務の中で、個人情報保護の重要性に関する意識の確認及び向上を図っております。</p> <p>今後も引き続き職員の資質向上に努め、皆様に信頼される職員の育成を図ってまいります。</p>